

富山水素エネルギー導入促進協議会 入会手続き等に関する規約

第1条（趣旨）

本規約は、富山水素エネルギー導入促進協議会運営規約 第5条に定める富山水素エネルギー導入促進協議会（以下、「協議会」という）への入会手続き等を定めるものである。

第2条（事前審査）

協議会に入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入のうえ、幹事会社に提出するものとする。

2 入会申込書を受理した幹事会社は、これを審査し、入会の可否を決定するものとする。

なお、幹事会社が複数の場合には過半数の同意を要するものとする。

3 入会の可否判定の目安は次の各号のとおりとする。

（1）協議会の趣旨に賛同する者であって、かつ協議会が運営する事業に協力する者であること

（2）公序良俗に反しないという理念のもと、地域の発展に積極的に参加し、かつ安定した経営基盤・活動基盤を有する者であること

第3条（入会金の納付）

前条に定める手続きによって協議会への入会が認められた者は、所定の入会金を納入するものとする。

2 入会金は50,000円とする。ただし、オブザーバー会員には入会金を免除する。

第4条（年会費）

入会日の翌年度から正会員およびオブザーバー会員は、年会費を納入するものとする。

2 正会員の年会費は50,000円とし、オブザーバー会員は免除する。

第5条（その他会費）

協議会は必要ある場合には事前に通知のうえ、入会金および年会費以外の金員を特別会費として徴収することがある。

第6条（退会時の措置）

協議会は、正会員またはオブザーバー会員の退会に際し、受領済みの入会金、年会費、および特別会費を返還しない。

第7条（規約の改廃）

本規約の改廃手続きは、富山水素エネルギー導入促進協議会運営規約 第8条に準じるものとする。

以上